

各事務事業に対する中間とりまとめ・見解

都市整備局

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直 し計 画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解			
			年 度	無 し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計			再任用・ 非常勤	
26001	優良環境住宅整備事業	一定の要件を満たす民間マンションを建設する事業者に対して「子育てへの支援」「環境への配慮」の施設整備に要する費用の一部に対して補助を行うことにより、子育て世帯等が住みたいと感じるような優良な住環境を備えた民間マンションの供給を誘導する。	21	0	ア・セ	eサービスの確保	1法令規定	A-2	B		ア.短期	a不要(廃止)	○	○	—	○	—	151,516	0.4				0.4		ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業	
26002	子育て安心マンション認定制度	住戸内や共用部における子育てに配慮すべき仕様や、子育て支援サービスの提案など、ハード・ソフト両面での認定基準を満たす優良な民間の新築マンションを「子育て安心マンション」として認定し、マンションを購入する子育て層等に広く情報発信することにより、子育て世帯の市内居住を促進する。		1	ア・セ	eサービスの確保	4直接執行	A-2	A-1 A-4	1103	イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	3,273	1.2				1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
26003	長期優良住宅認定制度(新)	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が、その構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、平成21年6月4日から施行される「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅を認定する。 新築住宅(戸建住宅・共同住宅)を対象とし、一定以上の住宅の性能(耐久性、耐震性、可変性、維持保全の容易性等)や、居住環境への配慮、一定の維持保全計画の策定等の認定基準がある。		1	ア・セ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	2	1.4				1.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
26004	HOPEゾーン事業	大阪のまちが持つ豊富な資源や多彩な人材を活かし、まちの元気と魅力を引き出すことを目的とする事業で、歴史・文化的資源に恵まれた地区や生活利便性の高い職住近接の都心部、住商一体となったにぎわいのある地区等、本市の居住地魅力の向上に資する高いポテンシャルを持った地区を大阪のイメージを高めるゾーン(HOPEゾーン)として位置付け、地域住民等と連携・協働して、地域資源の掘起こしや情報発信、建物の修景整備など、様々なまちづくり活動を展開しながら、地域特性を活かした魅力あるまちなみづくりを促進していく		1	エ・ス	f魅力を高める	1法令規定	A-2	A-1 A-2 A-4	1101 1102	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	○	○	91,873	10.7				10.7		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
26005	建築物の耐震化の促進	民間建築物の耐震化を促進するため、各種広報や講演会の開催などにより、耐震化の必要性や方法、補助制度等についての普及啓発を行うとともに、安心して依頼することのできる耐震事業者についての情報提供を行う。また、一定要件を満たすものについて、耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を補助する。		1	ア・イ・セ	b生活水準確保	1法令規定	A-2	A-1 A-4	2201 2202	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	○	—	129,682	4.0				4.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
26006	住まい情報センター事業	住まい情報センターを拠点として、本市住宅施策・住宅物件などの情報提供や住まいに関する一般的な相談、専門的な相談に対応するとともに、住まいに関するセミナー等の開催、住まい関連の図書や資料を揃えたライブラリーの設置などによる普及啓発を行っている。また、大阪の住まいや暮らしの歴史等の展示や広報誌の発行などにより、「住むまち・大阪」に対する愛着とイメージアップを図っている。		1	ソ	eサービスの確保	7公平性確保	A-2	A-1 A-4 B	1401 1403 1404	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	454,528	2.3				2.3		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
26007	マンション管理・建替支援事業	分譲マンションの良好な維持・管理を促進するため、専門家団体や民間事業者団体と連携して、平成12年度に、「大阪市マンション管理支援機構」を設立し、各種セミナーの実施、情報誌の発行、ホームページの運営等による情報提供や普及啓発など、様々な支援を実施している。また、現地でのアドバイスが必要な管理組合に対し、専門家を無料で派遣する「分譲マンションアドバイザー派遣」や、建替えに向けた検討費用の一部について補助を行う「分譲マンション建替検討費助成」、マンション建替え円滑化法に関する法定事務等を実施している。		1	エ	a法律義務	1法令規定	A-3	A-1 A-4 C	1402	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	○	8,632	1.0				1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直 し計 画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解			
			年 度	無 し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計			再任用・ 非常勤	
26008	住宅転用支援事業	建築ストックの有効活用を図るとともに、多様な都市居住ニーズに対応していくうえで、空きオフィス等の住宅転用(コンバージョン)を支援し、SOHO等の住宅供給を促進することは有効な手法の一つである。そのため、住宅転用に関する知識・経験を有する建築士事務所をコーディネーターとして登録し、その登録情報を提供する「住宅転用コーディネーター登録制度」を実施するとともに、転用に関するガイドブックを配布するなど、住宅転用を支援する情報提供や普及啓発事業を実施している。	1		ア・セ	eサービスの確保	4直接執行	A-2	A-4		イ,中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	105	0.3			0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
26009	新婚世帯向け家賃補助制度	受給資格を満たす、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して、家賃の一部を最長72ヶ月間補助することにより若年層の市内居住を促進する。	1		サ・ス	d生活安定支援	4直接執行	C-1	A-1 D	1201	イ,中期	e市(要改善)	○	○	○	○	—	5,299,758	1.5			1.5		ウー6	その他	事業のあり方を検討する必要がある。
26010	子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度	子育て世帯の市内居住を促進するため、市内で供給・建設される民間住宅を、民間金融機関や住宅金融支援機構の融資を受けて取得する子育て世帯(小学校六年生以下の子どもがいる世帯)に対し、償還元金残高(2000万円を限度とする)の年0.5%以内、3年間の利子補給を行う。	1		サ・ス	d生活安定支援	4直接執行	C-1	A-1 A-4	1202	イ,中期	e市(要改善)	○	○	○	○	—	241,471	1.5			1.5		ウー6	その他	事業のあり方を検討する必要がある。
26011	民間すまいりんぐ供給事業	民間土地所有者等が建設する中堅層向けの優良な賃貸住宅(民間すまいりんぐ)を、大阪市住宅供給公社、又は市が指定する民間指定法人が、一定期間、借上げ又は管理受託により管理する。国と市が建設費の一部及び入居者の家賃を減額するための費用を補助する。新規の供給計画の認定は、平成16年度から停止している。	34	0	ア・ウ・サ	d生活安定支援	1法令規定	A-2	A-4 B	1299	イ,中期	e市(要改善)	○	○	—	○	—	2,824,007	2.4			2.4		エー2	効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
26012	公社住宅事業	老朽化した公社賃貸住宅の建替えにあたり、新たに建設し管理する優良な賃貸住宅に対して、特定優良賃貸住宅制度等の国の補助制度を活用し、建設費補助や住宅金融支援機構融資に対する利子補給等を実施するとともに、入居者に家賃減額補助を実施することにより、市内の居住水準の向上と定住促進を図る。	1		ウ・サ	d生活安定支援	1法令規定	A-2	A-4 B	1299	イ,中期	e市(要改善)	○	○	—	○	—	42,481,917	2.3			2.3		ウー6	その他	事業のあり方を検討する必要がある。
26013	大阪市ハウジングデザイン賞表彰制度	市内で建設された魅力ある良質な都市型集合住宅を表彰し、その優れた面を明らかにすることにより、良質な都市型集合住宅の建設を促進するとともに、広く市民の方々や住宅供給に携わる人々の住宅に対する意識の向上を図る。	1		ア・セ	f魅力を高める	4直接執行	C-1	A-4		イ,中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	2,282	0.9			0.9		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
26014	民間分譲マンション購入融資利子補給制度	民間分譲マンションを、住宅金融支援機構の融資を受けて購入する世帯に対し、利子補給による助成を行うことにより初期の住居費負担の軽減を図る。もって持ち家取得の促進に寄与し、子育て世帯の市内定着を図る。16年度で新規受付を終了しており、現在は既認定者にかかる事業として利子補給終了年度までの利子補給を実施。	23	0	サ・ス	d生活安定支援	4直接執行	C-1	A-4 B	1299	ア,短期	a不要(廃止)	○	○	○	○	—	33,005	0.2			0.2		イ	平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業	
26015	マンション購入資金融資制度	市内で供給される良質なマンションを、住宅金融支援機構の融資を受けて購入する者に対し、購入を容易にするために、長期かつ低利の融資斡旋を行ってきた。平成16年度末をもって新規融資の受付を終了しており、現在は継続分の低利融資維持のための金融機関への預託事業及び償還管理の事務を行っている。なお、償還期間は25年以内。	43	0	サ	d生活安定支援	4直接執行	C-1	A-4	1299	ア,短期	a不要(廃止)	○	○	○	—	—	6,802,856	0.5			0.5		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
26016	優良賃貸住宅建設資金融資制度	市内に、居住環境が良好で適正な家賃の住宅を供給するため、民間の土地所有者等が、本市の定める基準に適合した優良な賃貸住宅を建設する場合に、その建設資金の融資を斡旋する。 本制度に係る融資斡旋の受付は、平成16年度末をもって終了しており、現在は継続分の低利融資維持のための金融機関への利子補給及び預託の事業と、償還管理等を行っている。	43	0	ア・セ	eサービスの確保	1法令規定	A-2	A-4 B	1299	ア,短期	a不要(廃止)	○	○	—	○	—	11,405,795	1.0			1.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
26017	留学生住宅供給事業	民間土地所有者等が建設する優良な賃貸住宅を、大阪市住宅供給公社が20年間にわたって借上げ、外国人の私費留学生向けに低廉な家賃で良質な住宅を供給する。本市は、建設費の一部及び入居者の家賃を減額するための費用を補助する。	31	0	コ・サ	d生活安定支援	1法令規定	A-2	A-4		イ,中期	e市(要改善)	○	○	—	○	—	39,161	0.2			0.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直 し計 画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解		
			年 度	無 し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計		再任用・ 非常勤	
26018	災害復興マンション購入資金融 資制度	阪神・淡路大震災による被災者が市内のマンション を購入する場合に、その購入を容易にするため、長期 かつ低利の融資斡旋を行なった。元来、平成10 年度までの時限的制度として実施したもので、平成1 0年度末をもって融資受付を終了しており、現在は、 継続分の低利融資維持のための預託事業及び償還 管理の事務を行なっている。なお、償還期間は25年 以内。	36	0	サ・ス	d生活安定支援	4直接執行	C-1	F	ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	—	—	46,830	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
26019	地域防犯カメラ設置費補助制度 (新)	地域防犯に資する防犯カメラの設置を促進し、もって 住みよい安心・安全なまちの実現を図るため、マン ションの管理組合・賃貸共同住宅の所有者や入居者 組織、振興町会等が防犯カメラを設置する費用の一 部を補助する。	26	0	エ・ス	b生活水準確保	4直接執行	A-3	A-1 A-2 A-3 A-4	2301	イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	○	—	45,148	1.4				1.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
26020	防災あんしんマンションの認定制 度(新)	耐震性や耐火性など建物の安全性を確保する基準 に適合することに加え、災害時に利活用できる広場・ 施設等を有し、地域住民との連携により防災活動等 を行うことなど、認定基準を満たすものを「防災あん しんマンション」として認定し、その情報を広く発信 することにより、災害に強い良質なマンションの誘導 を図る。		1	ア・セ	b生活水準確保	4直接執行	A-2	A-1 A-4	2105	ウ.拡充	f市(事業規模拡 大)	○	—	—	—	○	473	1.0				1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
26021	都市防災不燃化促進事業	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の避 難の安全を確保するため「地域防災計画」に定める 避難路の内、本市の指定する避難路の沿道区域に おいて、一定の基準に適合した耐火建築物を建設さ れる方に対し、その費用の一部を助成し、避難路沿 道建築物の不燃化を促進する。		1	エ・シ ス	b生活水準確保	1法令規定	A-2	A-1 A-4 B	2105	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	25,872	1.1				1.1		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、 見直しを検討すべきもの
26022	住民参加による街づくりの促進 のための助成(市街地再開発事 業)	市街地再開発事業を促進しようとする地域団体が行 う調査研究、その他の活動に要する費用について補 助し、又は技術的援助等を行うことにより、地域住民 の総意に基づく街づくり、地域住民自らの手による街 づくりを促進する。		1	エ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-2	B	1399	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	○	1,400	0.2				0.2		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
26023	地域活性化に向けた民間施行の 土地区画整理事業の推進	大規模な土地利用転換が考えられる地区等におい て、地権者等への指導助言を行い、民間活力の導入 による地区の特性とニーズに応じた土地区画整理事 業を誘導する。また、都心部において低未利用地を 含む小規模な区域で、敷地整序型土地区画整理事 業を誘導し、地域の活性化を図る。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-2	A-1 A-4 C	1301	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	2.8				2.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
26024	民間施行の土地区画整理事業	ターミナル近傍で施行中の民間施行の土地区画整理 事業について、適切な指導及び認可を行い、事業を円 滑に遂行させて民間活力を活かしたまちづくりを進め る。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-2	A-1 A-4 C	1301	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	1.9				1.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの
26025	地域活性化に向けた民間施行の 市街地再開発事業の推進	都市課題を抱えた地域において、敷地の一体化を行 い高度利用化を図り、良好なまちづくりを進める必要 がある。その実現に向け、民間施行による市街地再 開発事業の進捗を図り、民間活力の誘導方を検討す る。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-2	A-1 A-4 C	1302	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	740	1.4				1.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
26026	民間施行の市街地再開発事業	低層の木造建造物が密集し、生活環境や防災面で 課題を抱える地区において施行中の民間施行の市 街地再開発事業について適切な指導・助言を行い事業 を円滑に進行させて、民間活力を活かした良好な まちづくりを進める。また、都市計画決定がなされ組 合設立を検討中の地区に対しても指導・助言を行 い、事業化を誘導し良好なまちづくりを図る。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-2	A-1 A-4 C	1302	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	222,831	1.5				1.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
26027	都市再開融資制度	本市施行の市街地再開発事業によって建設される 建築施設の部分を買入れる者に必要な資金や、都 市再開事業の施行に伴い移転等に要する資金を 融通することによって、市街地の再開を促進させて いくものであるが、民間金融システムの充実により平 成19年度末をもって融資受付は廃止している。現在 は、未償還分の低利融資維持のための預託事業及 び償還管理の事務を行なっている。なお、融資期間 は最長で30年以内。	42	0	エ・ス	a法律義務	1法令規定	C-1	F	1399	ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	—	—	3,718,820	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直 し計 画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解			
			年 度	無 し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計			再任用・ 非常勤	
26028	マイルドHOPEゾーン事業	上町台地のうち、JR大阪環状線の内側約900haを、大阪市における都市居住のリーディングゾーンとして位置付け、魅力ある居住地づくりに取組むNPO等の活動への支援やまちづくり活動のネットワーク化、魅力情報の発信等を行うとともに、地域魅力を高めるポイントとなるエリアにおいて修景等に取り組むことにより、地域特色を活かした居住地づくりを進める。		1	イ・エ・ス	f魅力を高める	1法令規定	A-2	A-1 A-2 A-4	1101 1103	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	○	○	25,132	2.3				2.3		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
26029	主要生活道路不燃化促進整備事業(新)	「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」において、災害時における市街地大火の延焼拡大の遅延および避難・消防活動の円滑化のため、沿道建築物の更新時に道路整備費や建築費の補助を行い、建築物のセットバックや不燃化を誘導し、概ね幅員6mの主要生活道路を整備する。整備にあたっては沿道住民等の協力が不可欠であるため、まちづくり協定等の締結を前提として補助制度を実施する。		1	ア・シ	b生活水準確保	1法令規定	A-2	A-1 A-2 A-4	2104	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	○	—	29,671	1.9				1.9		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
26030	まちかど広場整備事業	・「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」のうち、広場や公園等のオープンスペースが不足しているエリアにおいて、地域の活力を引き出しながら、一時避難場所や防災活動の場となるまちかど広場の整備を行う。 ・広場の計画にあたっては、地域住民によるワークショップ方式により進め、その計画に基づき本市が広場の整備を行うとともに、完成後は地域住民による日常管理や防災イベント等の実施を通じて、地域防災力の向上を図る。		1	イ・シ	b生活水準確保	1法令規定	A-2	A-1 A-2 A-4	2103	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	○	—	30,664	2.7				2.7		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
26031	狭あい道路拡幅促進整備事業	・「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」において、狭あい道路に面する建物の建替え等の際に、後退部分の道路舗装や道路境界石等の設置を行い、建築基準法で定められた4mの道路幅員を確保し、狭あい道路の解消を図っている。 ・また、本事業は、建替え時の様々な実情に柔軟に対応するため、本市が整備を行う直接整備方式と整備を自ら行う建築主に対して補助金を交付する補助金方式の選択制を採用し、事業を実施している。		1	ア・シ	b生活水準確保	1法令規定	A-2	A-1 A-2 A-4 B	2102	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	○	—	21,622	3.1				3.1		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの	
26032	民間老朽住宅建替支援事業	老朽化した住宅等の建替えを促進するため、建替建設費補助や従前居住者に対する家賃補助などを行う。なかでも「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」においては、重点的な取り組みを行う。		1	ア・シ	b生活水準確保	1法令規定	A-2	A-1 A-2 A-4	2101	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	○	—	515,226	6.0				6.0		ウ-1 社会経済情勢の変化等に照らしてニーズとの整合性の再検証が必要なもの	
26033	住宅市街地総合整備事業等	・国の補助事業である住宅市街地総合整備事業は密集型はもとより拠点開発型、都市再生住宅型など様々なメニューを用意し、場合により他の制度も併用しながら、居住環境整備と公共施設整備を総合的に実施できる制度となっている。 ・本事務事業は、国の住宅市街地総合整備事業等を活用し、既成市街地における都市機能の更新、快適な居住環境の創出及び良質な市街地住宅の供給を推進するため、住宅等の建設及び道路・公園などの公共施設の整備等を総合的に行うものである。 ・住宅市街地総合整備事業をはじめとする国の補助事業に関連する補助金申請等の手続きや国費要望など国や本市関係部局との連絡調整・協議などの事務を行っている。 ・日本橋地区住環境整備事業等の残用地の今後の方策についての検討などの残務処理を行っている。		1	ア・ウ・シ	b生活水準確保	1法令規定	A-2	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	1.1				1.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
26034	西成区整備事業	西成区の北西部は住・工・商が混在しており、住宅規模・設備等が低水準の老朽化した住宅が密集し、また狭あいな道路も多く見られるなど、防災面や住環境面で様々な問題を抱えている。そこで、国の補助事業である密集型の住宅市街地総合整備事業を活用し、民間老朽住宅の自主建替の支援や狭あい道路の拡幅整備を促進するとともに、特に不良住宅が密集する地区においては、限定的に住宅地区改良事業により不良住宅を除却し、公共施設整備と住宅建設を一体的に実施する。	26	0	ア・シ	b生活水準確保	1法令規定	A-2	A-1 A-2 A-4	2101 2102 2103 2104	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	○	—	426,866	6.2				6.2		ウ-6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直 し計 画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解			
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	その他		1号	2号	3号	その他	計			再任用・ 非常勤	
26035	生野区南部地区整備事業	生野区南西部に位置し、老朽住宅が密集した都市基盤が未整備な地区(98.5ha)において、老朽住宅密集市街地整備のモデル事業として、民間による自主建替えを基本とし、老朽住宅の建替えや狭あい道路の拡幅整備等への支援を実施するとともに、民間による取組みだけでは効果的な整備や事業実施が期待できない区域について、「住宅地区改良事業」を限定的に実施することより、不良住宅を除却し、道路・公園等の公共施設整備と住宅建設を一体的に行う。	31	0	ア・シ	b生活水準確保	1法令規定	A-2	A-1 A-2 A-4	2101 2102 2103	ウ拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	○	—	631,594	9.0				9.0		ウー6 その他	施策の選択と集中を図る必要がある。
26036	市営住宅ストックの更新	約10万戸ある市営住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用するため、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」(平成13年11月策定、平成19年2月見直し)に基づき、今後10年間を計画期間として、建替・住戸改善(リニューアル)等の事業を効率的・効果的に行うこととしている。 建替にあたっては、「市民住宅」への再編を目指し、土地の高度利用を図りながら、従前居住者世帯数に限定した事業により管理戸数を縮減し、創出した余剰地を活用し、民間活力の導入を図りながら市民の幅広い多様な居住ニーズに対応した良質な住宅供給や地域の活性化に資する施設の立地を促進し、住宅の周辺エリアも含めたまちづくりに貢献するよう事業を推進している。		1	アイ・サ	a法律義務	1法令規定	A-2	A-1 C D	3101	ア短期	e市(要改善)	○	○	○	—	○	15,015,116	98.0				98.0		ウー6 その他	市営住宅について、今後のあり方について検討する必要がある。
26037	市営住宅用地管理業務	市営住宅用地の適正な管理を行い、市営住宅入居者の住環境の維持向上に寄与するため、隣地との境界確定及び明示、行政財産目的外使用許可、用地の保守・管理、法定外公共物譲与等の業務を行う。		1	内部事務	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3199	イ中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	4,339	3.3	2.0		5.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの		
26038	市営住宅の補修・共同施設整備事業	市営住宅について、水漏れ等の緊急補修や関係法令に基づく保守点検、新規貸付に伴う空家の補修、大規模補修等の計画補修を実施するほか、集会所や駐車場・団地緑化など共同施設の整備等を行うことで、入居者の生命と財産を守るとともに、市民の財産である市営住宅ストックを良好かつ長期に保全する。		1	サ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C D	2299 3199	ウ拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	—	—	8,085,667	20.7			20.7		オー4 その他	空き駐車場の活用について、早急に対応する必要がある。	
26039	市営住宅の入居契約・家賃収納事務	住宅に困窮している市民及び市内在勤者の住宅確保を支援するため、市営住宅に関する相談、入居者募集、入居契約等の入居に関わる事務を行うとともに、市営住宅入居者の負担家賃の決定、家賃納入事務、滞納者に対する納入の督促等の家賃収納に係る事務を行う。 なお、入居者募集については一般募集枠とは別に、特に住宅に困窮している母子・高齢者・障害者世帯等や、コミュニティミックスを図る観点から新婚・子育て世帯など、応募資格を限定した別枠募集を行っている。		1	サ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 B C	3102	ア短期	e市(要改善)	○	○	○	—	—	1,756,377	46.0			46.0	8.0	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの		
26040	市設建築物建設整備事業	各局の依頼により、市設建築物の建設、整備等に関する業務を行う。業務実施にあたっては、コスト縮減を図りつつ、耐震化等による防災性の向上やユニバーサルデザインへの対応、建設リサイクルの推進や長期利活用により建物のライフサイクルにおける環境負荷の低減等による地球環境への配慮といった公共建築物に求められる性能を確保する。また、局計画検討委員会等を適宜開催し、整備の基本方針・考え方の総合的な検討や地域景観を先導する良好なデザインへの取組みを行う。さらに、本市の建築技術の取りまとめとして、指針や仕様書等の策定など建築情報の収集・管理、及び各局に対する技術的協力・指導を行う。		1	内部事務	g内部業務	2企画立案	A-3	A-1	4101 4102 4103	イ中期	e市(要改善)	○	○	○	—	—	663,208	87.7			87.7		エー4 その他	建築技術協会への業務委託については、より効率的な実施に努めるとともに、公益財団法人認定に向けた検討を行う必要がある。	
26041	公共建築物の効率的な維持・管理の推進	・公共建築物の安全性や長期利活用にかかる緊急予防保全システムを実施する。 ・「大阪市公共建築物保全連絡会」を活用して、保全・管理技術や環境技術、法改正などの情報提供や適切な維持管理について技術的な指導・助言を行うとともに、局横断的な安全対策を徹底する。 ・自家用電気工作物の電気保安体制を確保し、適切な維持・管理を行う。		1	内部事務	g内部業務	2企画立案	C-1	A-1	4103	イ中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	4.8			4.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの		

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直 し計 画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解		
			年 度	無 し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤			
26042	ファンリティマネジメントの推進	市設建築物ストックは約1600万平米と膨大な量となっており、維持管理経費や改修費が本市財政の大きな負担となっているとともに、今後、老朽化等による施設整備費の増大が予想される。そのため、市設建築物の全体像が把握できるデータベースを構築し、全庁横断的な視点から整備や管理についてマネジメントし、ストックの総合的な有効活用を図る。具体的には市設建築物の再編整備、新規施設整備の抑制、市設建築物の長期利活用、管理運営の効率化などに取り組む。	1		内部	g内部業務	2企画立案	C-1	A-1 A-3 A-4	4101 4102 4103 4104 4105	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	5,000	8.0					8.0		エー4 その他	資産の有効活用の観点から 不用施設の活用・転用 を図る必要がある。
26043	市設建築物の省エネルギー化の推進	市設建築物において、光熱水費を削減し、かつ地球環境負荷を低減させるため、省エネルギー診断を行い、省エネルギー改修やESCO事業を実施するなど施設の実情に応じた省エネルギー化を推進する。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」にもとづき、一定以上のエネルギーを消費する大規模施設(13施設)について、施設管理者に対してエネルギーの合理的な使用に関する技術的な指導を行う。	1		内部事務	g内部業務	2企画立案	C-1	A-1	4104	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	0	2.5					2.5		キ	引き続き改善しながら実施するもの
26044	市設建築物等の工事にかかる検査	・工事請負契約書にもとづき、局で発注する市設建築物の品質確保の確認のため、工事検査を実施するとともに、工事成績評定の通知、公表を行う。 ・検査結果にもとづき、工事監理を担当する、監督職員への指導をおこなう。	1		ア	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	0	8.0					8.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの
26045	阿倍野地区第二種市街地再開発事業	阿倍野再開発事業は、天王寺・阿倍野ターミナルの南西に広がる、通称「金塚地区」28ヘクタールを対象に昭和51年度から事業を進めている。 土地の高度利用と都市機能の更新等を図ることを目的に、公共施設と施設建築物を総合的に整備して災害に強いまちづくりを行う事業である。	25	0	エ・ス	b生活水準確保	1法令規定	A-1	A-1 A-4	5201	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	5,815,141	51.0					51.0		エー2	効果的、効率的な運営手法の検討 が必要なもの
26046	住民参加による街づくりの促進のための助成(土地区画整理事業)	本市が施行する土地区画整理事業に関し、地域住民の総意に基づく街づくり、地域住民自らの手による街づくりの促進を図るため、事業を積極的に促進しようとする地域団体が行う調査研究、その他の活動に要する費用について補助し、又は技術的援助その他の役務を提供する。	1		エ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-3	B		ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	750	0.1					0.1		ウー5	行政の関わり方の再検証が必要なもの
26047	大阪駅北大深東地区土地区画整理事業	本事業は、平成16年7月に策定した「大阪駅北地区まちづくり基本計画」に位置付けられたもので、土地区画整理事業により道路・広場等の都市基盤施設を整備し、民間開発の促進、ナレッジ・キャピタルの実現を図る。本市は本事業に対する認可・指導・監督を行う。	1		ウ	f魅力を高める	2企画立案	A-2	A-1 A-2 A-3 A-4	1301	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	0	3.0					3.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの
26048	大阪駅北地区等における土地区画整理事業に関する検討	・都市交通施策等と連携した都市基盤の整備や都市再生が検討されている拠点地区等において、公民協働による公共的区間の形成に資する土地区画整理事業を誘導する。 ・特に大阪駅北地区については地区東側約8.6haを先行開発区域として独立行政法人都市再生機構による土地区画整理事業が着手しており、引き続き地区西側エリア(約21ha)の事業化にむけて関係機関等との調整協議を進める。	1		ア・ウ	f魅力を高める	2企画立案	B-2	A-1 A-2 A-3 A-4	1399	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	0	3.0					3.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの
26049	弁天町駅前活性化施設の整備に関する検討業務	港地区復興土地区画整理事業の完了を記念し、地域の活性化に貢献する施設の整備と維持・管理・運営を行おうとするものであり、現在実施の可否も含めて構想の検討段階にあり、具体化に向けた本市としての意思決定を行うため、施設の内容や整備方針に関する企画立案等を実施する。	1		ア・イ・ウ	g内部業務	2企画立案	B-1	A-1	5199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	12,000	3.0					3.0		ウー5	行政の関わり方の再検証が必要なもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直 し計 画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解
			年 度	無 し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤	
26050	補償清算事務	土地区画整理事業における換地処分後の残事業の実施 ・清算金の徴収交付 ・所管用地の管理及び処分 ・道路、公園等の工事及び維持管理 ・公共施設、所管用地等の測量 ・移転補償業務 ・物件調査業務	1		エ・ス	b生活水準確保	1法令規定	C-2	A-1 D	5199	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	599,475	41.0	44.0			85.0	4.0	力 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
26051	三国駅周辺地区土地区画整理事業	阪急三国駅周辺の交通の円滑化と、歩行者の安全で快適な流動を図り、住宅地、商業地にふさわしい健全な市街地とするために、道路や公園等の公共施設の整備や宅地の利用増進を図る。	1		エ・ス	b生活水準確保	1法令規定	A-3	A-1 A-4	5101	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	206,000	14.0	9.0			23.0	1.0	エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
26052	三国東地区土地区画整理事業	土地区画整理事業の施行により、道路及び公園等の公共施設の整備改善を行い、快適でゆとりある住宅市街地の形成を図る。また、建物移転による建物の更新を促すことなどにより、地域全体の防災性や安全性の向上を図り、利居住が持つ魅力の高いまちづくりを進める。	32	0	エ・ス	b生活水準確保	1法令規定	A-3	A-1 A-4	5101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	2,537,558	29.0	10.0			39.0		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
26053	淡路駅周辺地区土地区画整理事業	阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業に併せ、淡路駅周辺の交通の円滑化と安全で快適な歩行者空間の確保、並びに、防災性の向上、健全な市街地としての整備を図るため、駅前広場、幹線道路及び公園等の公共施設の整備改善を行なうとともに、駅前街区における土地の高度利用の促進と周辺部における良好な住宅地としての整備を図る。	1		エ・ス	b生活水準確保	1法令規定	A-3	A-1 A-4	5101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	1,699,542	27.0				27.0		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
26054	長吉東部地区土地区画整理事業	平野区東南部八尾市に隣接する約45haの区域において、農地や未利用空地の無秩序な市街化進行を防止し、健全で良好な住宅市街地の形成を図るため、本市が事業主体として施行する土地区画整理事業の実施によって宅地の区画形質の変更及び道路・公園等の公共施設の整備・改善を行い、一体的かつ面的に計画的な市街化形成を図る。	1		エ・ス	b生活水準確保	1法令規定	A-3	A-1 A-4	5101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	1,871,941	28.0	10.0			38.0	1.0	エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
26055	市街地整備事業にかかる事務・事業管理(バックオフィス)業務	局長マニフェスト、局経営方針に基づき、本市の施行する土地区画整理事業の実施にかかわる進行管理、予算調整を行うとともに、法令審査、移転建築物等の補償審査、事業実施上生じる問題処理を実施。	1		内部	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	5199	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	0	30.9				30.9		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
計																	113,984,866	584.6	75.0	0.0	0.0	659.6	14.0	